
令和5年度から納税通知書の様式が変更となり納付可能となる金融機関や納付方法が拡充されます

令和5年4月から、各種村税の納税通知書様式が変更となります。今回の様式変更により納税通知書に印字される「地方税統一QRコード」及び「eL番号」を利用して、納税通知書に記載されている湯川村指定（代理）金融機関窓口に加え、全国の地方税統一QRコード対応金融機関窓口や、地方税共同機構が新たに開設する「地方税お支払いサイト」にて、納付することができるようになります。

対象税目

- 村県民税（普通徴収）
- 固定資産税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税（普通徴収）

納付方法

●金融機関窓口

納税通知書記載の湯川村指定（代理）金融機関以外でも全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付することができます。

※ゆうちょ銀行（令和5年5月8日取扱開始予定）

※その他全国の地方税統一QRコード対応金融機関については、金融機関ごとに取扱開始時期が異なるため、納付される際に金融機関へお問い合わせください。

●地方税お支払いサイト

「地方税お支払いサイト」から「地方税統一QRコード」及び「eL番号」を利用して納付することができます。

※使用方法等は「地方税お支払いサイト」をご確認ください。

●スマートフォン決済アプリ

「スマートフォン決済アプリ」で「地方税統一QRコード」を読み取って納付することができます。

※利用可能なアプリは「地方税お支払いサイト」をご確認ください。

※アプリの使用方法等は各アプリのホームページをご確認ください。

その他

●地方税共同機構ホームページ（外部サイト）

<https://www.lta.go.jp/>

●地方税お支払いサイト（外部サイト）

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

この記事に関するお問い合わせ

税務係

TEL:0241-27-8820

E-Mail:zeimu@vill.yugawa.fukushima.jp